（大規模地震対策特別措置法施行令等の一部改正）

第二十五条　次に掲げる政令の規定中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十七項」に改める。

一　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号

二　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号

三　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第四号及び第五号中「この項」の下に「及び次項」を加え、同条第十号中「第二十四条第三項」の下に「、第五十一条の五第二項、第五十一条の九第三項」を、「この項」の下に「及び次項」を加え、同条第十四号中「第二十七条の二第一項」を「第二十四条、第二十五条の二、第二十五条の十二第一項、第二十七条の二及び第二十七条の十三第一項」に改め、同条第二十三号中「第十七条第一項、第三十五条第一項」を「第十七条、第十九条、第三十五条」に改める。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二十七条　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「生活介護」の下に「、短期入所」を、「児童自立支援施設を除く。」の下に「、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設」を加える。

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第二十八条　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、同条第四号の三中「第五条第十八項」を「第五条第十七項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業」に、「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二十九条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六条の二第二項」を「第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同条第六項に規定する障害児相談支援事業、同法第六条の三第二項」に改め、同条第六号中「、児童デイサービス」を削り、「同条第十八項」を「同条第十七項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業」に、「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第三十条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「同条第五項」を「同法第六十二条の三」に改める。

（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三十一条　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第五条第三項中「第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設」に改める。

（地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十二条　地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法施行令第七条の十五を同令第七条の十五の二とし、同条の次に六条を加える改正規定（第七条の十五の七第一号に係る部分に限る。）中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第三十三条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「同条第八項に規定する児童デイサービス、同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第三十四条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「口蹄疫特例措置対象施設給付決定保護者」を「口蹄疫特例措置対象入所給付決定保護者」に、「第二十七条の十一第一項に」を「第二十七条の十三第一項に」に、「障害児施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に、「第二十七条の二第一項第四号」を「第二十七条の二第三号」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「第二十七条の十一第一項第三号」を「第二十七条の十三第一項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「施設給付決定保護者であって、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）を「入所給付決定保護者であって、特例対象期間に手当金等」に、「障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者（第三条第一項及び第三項において「特定支給決定障害者」という。）」を「特定支給決定障害者」に、「口蹄疫特例措置対象施設給付決定保護者」を「口蹄疫特例措置対象入所給付決定保護者」に、「（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の二第一項」を「第二十七条の二」に、「負担上限月額」を「障害児入所支援負担上限月額」に、「高額障害児施設給付費算定基準額」を「高額障害児入所給付費算定基準額」に、「同令第二十七条の二第一項」を「同令第二十七条の二」に、「同項第二号中「指定施設支援」を「同令第二十七条の二第二号中「指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定入所支援」に、「同項第三号中「指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同項第四号中「指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援」を「同条第三号中「指定入所支援のあつた月の属する年度（指定入所支援」に、「者が指定施設支援」に、「指定施設支援をいう。）」を「指定入所支援をいう。）」に、「同項及び」を「同条及び」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。